

令和8年度高知暮らしフェア開催委託業務
プロポーザルに関する企画提案書作成要領

1 提出書類

提出書類、様式及び提出部数を次表に示します。

様式 番号	提出書類の名称	配点	規格及び 制限枚数	提出 部数
1	表紙		【様式ア】 A 4 縦、片面 1 枚	正本 1 部 副本 8 部 PDF データ 1 部
2	業務の実施体制・進捗管理・実績 自社（JV の場合、共同提案者を含む）及び外部発注分を含む 相関図／フェア開催までの具体的な内容を記載した全体スケ ジュール／スケジュールに則った進捗管理／過去に類似した 業務の実績	2 5	【様式任意】 A 4 縦又は横、 片面 1 0 枚以内	
3	制作物の提案 特設ページ、チラシ、WEB 広告のデザイン ※夏開催時に実施を想定するもの	4 5		
4	集客の提案 独自提案 ※夏開催時に実施を想定するもの	1 5		
5	経費見積書 業務ごとに人役を算定し、金額を明記した経費見積書	1 0	【様式イ】 A 3 縦、片面 2 枚以内	
6	県内事業者の活用連携 ・県内に本社を有する事業者、または当該事業者を構成員と する共同企業体（JV）による提案：3 点 ・「こうち男性育休推進企業」登録企業：1 点 ・「高知県ワークライフバランス推進企業」認証企業：1 点	5		

※A 3 を利用する場合は、A 4 サイズに折りたたんでください。

※A 3 の 1 面は A 4 の 2 面とカウントします。

※様式番号 2 以降にページ番号を記載してください。

2 提出方法

持参、又は郵送（書留郵便、又は配達証明に限る。）

3 提出期限

令和8年3月23日（月）正午（必着）

※この期限までに必要書類のすべての提出がないものは、受付することができませんのでご注意ください。

4 提出先

〒780-0870 高知市本町4丁目1-32 こうち勤労センター5階
（一社）高知県UIターンサポートセンター

5 受理の通知

提出いただいた書類が期限までに到着し受付したときは、提出者に対して書類が到着したことをお知らせする電子メールを送信する。

6 企画提案について

（1）事業の目的

- ・ 令和8年度高知暮らしフェア開催委託業務プロポーザル募集要領のとおり
- ・ 令和8年度高知暮らしフェア開催委託業務仕様書（案）の内容に基づいた企画提案であること

（2）委託内容について

令和8年度高知暮らしフェア開催委託業務仕様書（案）のとおり

（3）特に提案を求めるポイント

地方移住を検討している都市部在住者や、高知県へのUターンを検討している県出身者に対して、移住先としての高知や高知暮らしの魅力をどのようにアピールしてフェア来場や本県への移住に繋げるかを考察し、次の内容についてご提案ください。

なお、当フェアには、まだ具体的でない漠然層から、すでに高知移住に向けて情報収集している検討層まで幅広い方の参加が見込まれます。ターゲットを明確化し、有益なイベントであることや、高知移住への意識醸成・ステップアップに繋がる提案としてください。

ア 業務の実施体制・進捗管理

フェア当日までの進捗管理表と関連図を作成し、各業務の進捗を管理する責任者を設置すること。主担当が不在の場合でも業務が滞りなく進捗可能な体制であること。

イ 制作物の提案

下の施策を提案すること。なお、6月開催時に実施する内容とすること。

特設ページ、チラシ、WEB 広告のデザイン

（ア）高知県へのUIターンを検討している層のみならず、地域を特定していない地方移住検討層にも訴求できるデザインを提案すること。移住のメリットや参加する意義を明確に示すとともに、高知での暮らしを具体的にイメージできるような、高知暮らしの魅力

力発信を行うこと。

(イ) 特設ページは、20-30代の若手向けのユーザビリティを意識し、違和感なく閲覧、来場登録ができる構成とすること。

ウ 集客の提案

上記のターゲット層を踏まえ、以下の施策を提案すること。なお、6月開催時に実施する内容とすること。

独自提案（1つ以上）

(ア) SNS（Instagram、Facebook、YouTube など）やWEB 広告、あるいは、デジタル広告に限らず、新たな広告媒体の活用、民間企業や経済団体のタイアップ、マルシェや展示会との同時開催など、ターゲット層の誘引や行動喚起（特設ページを見る・事前来場登録をする）に効果的な内容で、かつ、委託料の範囲内で実施できる集客施策を柔軟な発想で提案すること。なお、効果的と見込む具体的な根拠を示すこと。

(4) 経費の見積りについて

- ・ 本委託業務の実施に必要な全ての経費を見積もること。
- ・ 経費見積書（様式）に記載がある、当センターが指定する項目以外が必要な場合は、その追加費用と内容が分かるよう記載すること。
- ・ 再委託する場合は、再委託先に支払う経費の内訳も記載すること。

7 企画提案書についての留意事項

- (1) 企画提案書は1者1提案までとする。
- (2) 企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めない。
- (3) 提出された企画提案書が次項に該当するときは無効となる場合がある。

ア 虚偽の内容が記載されているもの

イ 企画提案書の内容や提出方法等が本要領の規定に適合しないもの